

平成29年度5月8日

中部地方整備局

高山国道事務所

解禁指定有り**道路を安全に使用していただくための取り組み****～本年度第一回目の特殊車両の指導・取締りを実施～****1. 概要**

道路を通行する車両の大きさや重さは政令(車両制限令)で規定されており、制限を超える車両は「特殊車両」といい、道路の通行には道路管理者の許可が必要です。

なかでも、違法に重量を超過した車両の通行は、道路構造物(道路橋や舗装など)の劣化を早めるほか、重大な事故の原因となることがあるため、高山国道事務所では、道路を安全に使用していただくための取り組みとして、本年度第一回目の特殊車両の現地における指導・取締り、岐阜県警察の協力を得て、以下のとおり行います。

特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めた時に限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件(走行時間帯、誘導車の配置、徐行等)を付して、その通行を許可しています。

2. 実施日時及び場所

- 実施日時:平成29年5月11日(木) 午前10時00分から午後0時00分まで
(予備日:平成29年5月16日(火) 午前10時から午後0時まで)
※ 天候の状況により、予備日に実施若しくは中止する場合があります。
- 実施場所:飛騨市神岡町船津 国道41号 上り線(高山方面行側)船津パーキング

3. 資料

別紙:実施場所案内図・取締内容・昨年度取締結果

参考資料:特殊車両とは・重量超過車両が道路施設に与える影響等

4. 配布先

高山記者クラブ

5. 解禁

取締終了後(平成29年5月11日 午後0時00分以降)

6. 現地取材

当日の取材は可能です

7. お問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所

副所長(管理)

太田 均(おおた ひとし)

管理第一課 課長

田中 学(たなか まなぶ)

TEL

0577-36-3823(管理第一課直通)

FAX

0577-36-3841

道路の異状を発見したら…

#9910

道路緊急ダイヤル

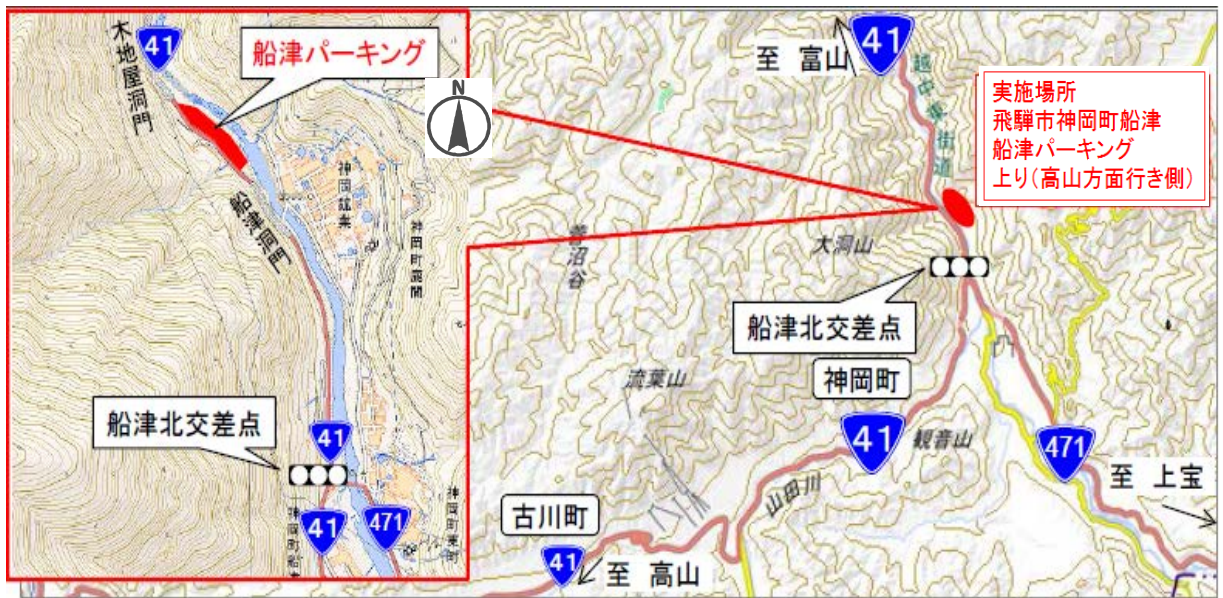
(通話料無料・24時間受付)



道路情報の入手に便利です。ご活用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>

実施場所 案内図



取締内容

○ 特殊車両に停止を求め

- ・ 車両計測(重量、長さ、高さ、幅)を実施
- ・ 特殊車両通行許可証の有無、携帯の確認
- ・ 許可内容及び許可条件の遵守状況の確認

を実施し、違反が認められた場合は、違反の内容に応じ、その場で積載物の軽減などを命じる措置命令の発出や警告を行います。

○ 取締りと合わせ、運転者や運送事業者に対し法令遵守を啓発して意識向上を図り、道路構造物の保全に継続して取り組みます。



許可証確認状況



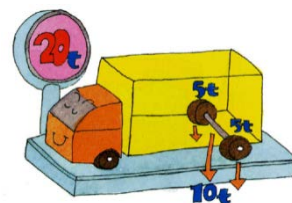
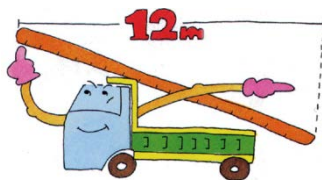
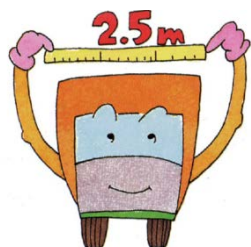
車両計測状況

昨年度取締結果

実施回数	計測台数	警告	措置命令		
			徐行	夜間通行	軽減
6	19	10	0	0	0

特殊車両とは

道路法(政令：車両制限令)では、橋梁、トンネル等の道路構造への影響を勘案し、車両の最高限度が定められております。道路を運行するにあたり、**一般的な制限値のどれか一つでも超えて(荷物を積載した状態を含む)**車両を通行させようとする者などは、通行する道路管理者に対し『特殊車両通行許可申請』が必要になります。その許可証がない場合は、道路を走ることはできません。

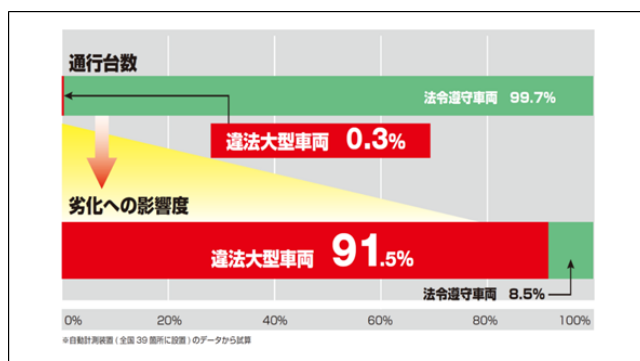


寸法	最高限度	重量	車両制限令の最高限度
幅	2.5メートル	総重量	20.0トン
長さ	12.0メートル	軸重	10.0トン
高さ	3.8メートル	輪荷重	5.0トン

重量違反車両が道路施設に与える影響等

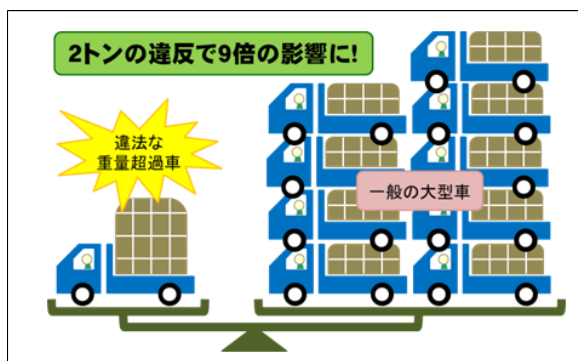
◇ 違法大型車両が道路橋の劣化に与える影響

- ・ 通行車両のうち、違法に重量制限を超過した大型車両の通行は、僅か0.3%
- ・ その僅かな違法車両通行が道路橋に与える影響は、全体の約9割を占めます



◇ 軸重と道路橋劣化の関係

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、構造物に対して約9倍の重さがのることになり、わずかな重量オーバーであっても道路へのダメージが大きくなります。



道路の異状を発見したら... **#9910**
道路緊急ダイヤル (通話料無料・24時間受付)



道路情報の入手に便利です。ご利用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>
スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>

